

日本下水道新聞

2004年(平成16年)8月31日



前回(7月13日付)では、「21世紀水倶楽部」の運営についての最大の問題点は、活動費の確保であると述べたが、NPO法人の活動費の確保の手段は、会費収入、寄付金、収益活動による利益の転用、補助金・助成金などがある。当倶楽部の年会費は、正会員6千円、賛助会員5万円であり、通信費、印刷費などの管理費に半分以上が費やされ、本来の活動に充当する費用としては不足している現状である。高額な年会費とするのは、誰もが参加できるNPO法人を目指すという趣旨に反することになり、限界がある。個人からの多額な寄付は期待薄であり、企業からの寄付が主たるものとなるであろうが、現在の経

NPO法人の活動資金

— 中川 幸男 —

金を交付しているが、金額が少なく、地域的な制約、目標の曖昧

が寄付であることという厳しい要件があり、個人の集まりであるNPO法人がクリア出来るような案件ではない。収益活動を自ら行って「利益」を産出し、これを非営利活動資金とするNPO法人もあるが、この「利益」にも、通常の株式会社と同様に法人事業税、住民税、消費

税が課税されるため、大幅な目減りとなる。NPO法人に対する優遇税制は、現状では無いのである。「認定NPO法人」以外では、寄付金は税控除とならないことである。「認定NPO法人」となるには、多数かつ広域にわたる寄付者が必要で、収入総額の1/5以上町村が個々に補助金制度を創り、事業計画を公募し審査の上、補助金を交付しているが、金額が少なく、地域的な制約、目標の曖昧

「NPO法人」21世紀水倶楽部」事務局長、日之出水道機器(株)顧問